

生涯スポーツ功労者及び生涯スポーツ優良団体表彰  
 (文部科学大臣表彰) 候補の推薦要項

(石川県用)

1 趣 旨

地域又は、職域におけるスポーツの健全な普及及び発展に貢献し、もって地域におけるスポーツの振興に顕著な成果をあげたスポーツ関係者及びスポーツ団体を表彰する。

2 候補者及び候補団体の県教育委員会への推薦

候補者及び候補団体の推薦は、市町教育委員会(または、スポーツ主管部局)と(財)石川県体育協会が行うものとする。この場合、下記に示す数以内でそれぞれ推薦できるものとする。

| 生涯スポーツ功労者     |               |      |
|---------------|---------------|------|
| 県教育委員会へ推薦できる数 | 年齢・性別を問わず     | 1人以内 |
|               | 若手(60歳以下)又は女性 | 1人以内 |

| 生涯スポーツ優良団体    |       |
|---------------|-------|
| 県教育委員会へ推薦できる数 | 1団体以内 |

【参考】県から文部科学省への推薦枠

(生涯スポーツ功労者 3 その内1は若手(60歳以下)又は女性とする  
 生涯スポーツ優良団体 4)

3 推薦基準

(1) 生涯スポーツ功労者

- ア 引き続き10年以上スポーツの普及奨励のための企画又は指導に特に尽力し、40歳以上であること
- イ 現在もスポーツを熱心に指導している者であること。(単に名目的役職の地位にある者や財政的援助をしたにすぎない者、公務員で本務としてスポーツの指導にあたっている者などは含めない。)
- ウ 県知事表彰及び県体育協会長表彰を受賞した者であること。
- エ 過去において、主としてスポーツに関する功績により国の表彰を受けたことがない者であること。

※上記推薦基準を満たし、下記の条件に該当する者とする。

- ・県競技団体等においては、会長、副会長、理事長職にある者
- ・市町団体においては、
  - ①市町体育協会の会長、副会長、理事長職にある者
  - ②市町競技団体の会長、副会長、理事長職にあり、現在も競技の指導にあたっている者

(2) 生涯スポーツ優良団体

- ① スポーツクラブ
  - ア クラブの会員数が10人以上で、活動と運営が、計画的、組織的に行われていること。(活動日数は、週1回、年50回以上とする。)
  - イ 設立後、少なくとも5年以上経過し、その実績が年々向上していると認められるものであること。
  - ウ 県知事表彰(または県体育協会長表彰)の受賞団体であること。

② スポーツクラブ以外の団体

- ア 当該団体の行うスポーツ活動が地域の住民又は職場の従業員の健康・体力を増進し、その生活を明るく豊かにするために貢献していること。
- イ 設立後、少なくとも5年以上経過し、その実績が年々向上していると認められるものであること。
- ウ 県知事表彰（または県体育協会長表彰）の受賞団体であること。

※上記推薦基準を満たし、下記の条件に該当する団体とする。

- ・県知事表彰後、5年以上経過しており、活発に活動を継続している団体

<留意事項>

- 1 「生涯スポーツ功労者」については、競技成績や学校部活動実績、競技団体の役職歴のみを選考の対象とすることなく、地域等においてスポーツの健全な普及発展に貢献している者など幅広く選考するよう留意すること。  
また、平成16年度から推薦枠が1名拡大された趣旨に基づき、若手(60歳以下)や女性指導者の選考にも配慮すること。  
なお、候補者の年齢は平成25年10月10日現在の満年齢を記載すること。
- 2 生涯スポーツ優良団体の中の「スポーツクラブ」と「スポーツクラブ以外の団体」の区分について
  - (1) 「スポーツクラブ」とは、〇〇クラブ、△△△同好会などスポーツ愛好者が集い、集団として実際にスポーツ活動を継続して行っているもの(活動体)とする。
  - (2) 「スポーツクラブ以外の団体」とは、〇〇市体育協会、〇〇町△△協会(連盟)など、複数のスポーツクラブや指導者等を組織化した統括上部団体(組織体)とする。
- 3 団体の「設立年月」について、合併市町の「スポーツクラブ以外の団体」で、合併後5年を経過していない場合は、合併以前の各スポーツ団体の設立年月を( )で記載し、その経過等についてわかる資料を添付すること。
- 4 「団体代表者及び主な役員指導者氏名」は、役職名等と併せて代表者が分かるように記載すること。
- 5 「スポーツクラブ」の主催事業は、クラブ員以外の者を対象に実施したスポーツ教室、その他の普及事業の回数を記入すること。また、主催事業の内容を「その他」の欄に記入すること。
- 6 「スポーツクラブ以外の団体」における、「スポーツ教室開設」の回数は、主催事業の内数とする。また、主催事業の内容を「その他」の欄に記入すること。
- 7 団体の「参加者数」については、延べ人数とする。